

(1) いじめ防止に向けた学校の考え方

①いじめの定義

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。

②いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所などを発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場はこどもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

- ふれあい班活動、挨拶運動や人権週間の取組などを通して、児童同士の適切な人間関係や人権意識を育て、いじめの未然防止に努める。
- 学級経営の中心は学級担任であるが、専科担当教諭や他の職員との連携を強化するとともに、地域とも協力して児童の様子を多くの目で見て、いじめの早期発見に努める。
- 個に応じた指導や丁寧な保護者対応等で、日常的に児童、保護者との信頼関係を築き、いじめが発見された時にも適切に対処するように努める。

(2) 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

①組織の構成員

学校長、副校長、教務主任、児童支援専任、特別支援教育コーディネーター、学年主任、個別支援級主任、養護教諭、必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

②いじめ防止対策委員会の運営

- ・月1回定期的に開催する。また、いじめの疑いがある場合には、直ちに委員会を開催する。
- ・いじめに関する情報収集や対応方針の決定を行うとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。
- ・いじめの未然防止をめざして、職員の意識向上、共通理解を図るための取組の企画・運営の中心となる。

③いじめ防止対策委員会の活動内容

●未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり
- ・いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者、地域への周知
- ・YP プログラム実施
- ・職員のいじめ未然防止に対する資質向上研修の実施（傾聴訓練・対応研修）

●早期発見・事案対処

- ・いじめの相談、通報の窓口設置
- ・いじめ早期発見のための生活アンケート（記名式アンケート・無記名式アンケート・面談）
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有。
- ・いじめ、またはいじめの疑いを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対する聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断。
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施。
- ・子ども面談を行い、子どもの困り感を素早くキャッチし、全職員で情報共有する。

●取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正。
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施。
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と見直し。

(3) いじめの未然防止、早期発見・事案対処

①いじめの未然防止

- ・子どもがわかる授業を実践し、自己有用感を高める。
- ・子ども一人ひとりにとって居場所となるような学級経営に努める。
- ・たてわり活動での交流や挨拶運動の取組等によって、全児童が適切な人間関係を築いていけるようにする。
- ・人権教育を推進するとともに、地域・関係機関との連携を密にする。
- ・児童や保護者向けにサイバー教室を行い、情報モラルを養う。

②いじめの早期発見

- ・職員研修を通して、いじめの定義理解を含む、いじめに対する考え方の共通理解を図る。
- ・学級担任だけではなく、全職員が児童に目を配り、情報共有できる関係づくりに努める。
- ・日頃から児童との関わりを大切に、児童が安心して相談できる関係を作る。
- ・児童からの聞き取りやアンケート等を通して、児童の状況把握に努める。
- ・どんなに小さい問題であっても、困っている児童の立場に立ち、寄り添っていく。

③いじめに対する措置

- ・いじめ防止対策委員会を中心に、職員間で情報共有して迅速に取り組む。
- ・当該児童の安全を第一に考え、「守る」という姿勢を職員がもてるようにする。
- ・関係児童へは、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で接する。
- ・保護者への報告と説明を丁寧に行う。
- ・いじめが犯罪行為にあたると認められる場合や児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じると予測される場合はただちに警察等に連絡する。

④いじめの解消

- ・いじめの解消を目指し、声かけ、見回りを強化し、見守りを続けていく。
- ・いじめの解消を認めるには、次の2点を満たしているかを児童・保護者に確認する。
 - ①いじめの行為が少なくとも3か月(目安)止んでいること
 - ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

⑤教職員等への研修

- ・児童理解やいじめに関する情報の共有や研修を行う。
YPプログラム実施・傾聴訓練・対応研修
- ・職員会議等で専任から情報発信を行う。

⑥家庭、地域との連携

- ・保護者との連絡を丁寧に行う。(日々の電話連絡や個人面談、地域訪問)
- ・学援隊や学校地域コーディネーター、キッズクラブ、学校開放団体との連携、情報共有
- ・学校だよりを通しての情報共有

⑦年間計画

月	内 容		
4	組織の役割確認、新年度の児童の実態把握、引継ぎ YP研修(学級開き)学級経営研修(いじめを生まない学級経営の話)	あいさつ運動 (児童運営委員会)	いじめ防止対策委員会 (毎月)
5	各学級の児童についての共通理解、個別の指導計画作成 いじめ早期発見のための生活アンケート(記名式アンケート・子ども面談)		
6～7	Y-Pアセスメント①(学級状況の把握・支援検討会) ふれあい班活動開始 横浜子ども会議		
8～9	Y-PプログラムSOSの出し方教育 いじめ防止研修、児童理解研修、傾聴訓練		
10	各学級、児童の実態の共通理解 Y-Pアセスメント②(個人プロフィールの分析・活用)		
11	ふれあい月間、ふれあい全校遠足(異学年交流を通して、お互いを認め合う)		
12	人権週間の取組 いじめ解決一斉キャンペーンアンケート(無記名式アンケート・子ども面談)		
1	YPアセスメント③(支援策振り返り)		

2	個別の指導計画の評価		
3	次年度への引き継ぎ・年間振り返り		

(4) 重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめ重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。

【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

(5) いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

○参考資料

- (1) 「横浜市いじめ防止基本方針」(平成29年10月改定)
- (2) 「いじめの防止等のための基本的な方針」(文部科学省 平成29年3月14日改定)